

次世代育成支援行動計画（第4次）について

2003年7月、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)が成立しました。この法律は次世代を担う子供達が健やかに生まれ育成される環境をつくるため、国、地方公共団体、事業主などがそれぞれの役割を明確にして、2005年4月1日から施行されています。

当社ではこの法律に基づき、2009年度から行動計画を策定し取り組んでまいりました。社員全員が働きやすい環境をつくり、仕事と子育ての両立や、社員がその能力を十分に発揮できるように、引き続き、下記の通り第4次計画に取り組んでまいります。

1. 計画期間 2018年4月1日～2021年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1 出産・育児等ライフイベントに合せた各種支援、特別休暇・休業制度の利用を促進し、就業継続支援を行う

〈対策〉

- 『仕事と育児の両立支援ハンドブック』をウェブに掲載する
- 各種制度について、年1回以上、社内報で取り上げ紹介する
- 特別休暇申請をわかりやすくするため、休暇台帳に特別休暇一覧を表示し、新たに特別休暇取得欄を設ける

目標2 刈刈のある働き方を実現するため、19時退社運動を本格導入する

〈対策〉

- 毎日の終礼の継続実施
- 19時以降に残業をする場合は事前に上司の了解を得て（申請書提出）、翌日結果を報告する

目標3 若年者の就労に関する意識向上の機会を提供する

〈対策〉

- 事業所施設の見学受け入れを継続実施する